

7 新たな地方独立行政法人の設立について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に基づき、令和8年4月に新たな地方独立行政法人（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園を同法人による運営に移行することを目指しており、同法人の取組や設立準備の状況等を報告する。

(1) 法人の名称
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

(2) 設立時期（予定）
令和8年4月1日

(3) 設立目的
この法人は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

(4) 定款
令和7年第1回定例会で議決

(5) 法人の取組
ア 科学的な福祉の研究

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、重度知的障害者をはじめ障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究や、障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるための障害者の健康管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進する。

イ 当事者目線による地域生活支援の実践

中井やまゆり園の利用者をはじめ地域における障害者の望む暮らしを実現するため、日中活動や健康管理等に基づく「豊かな暮らしづくり」、地域生活移行や障害者の地域における役割をつくる「連携」、望みに寄り添う「相談」を柱として、当事者目線による地域生活支援を実践する取組を推進する。

ウ 当事者目線の支援を実践する人材の育成

科学的な福祉の研究の成果を踏まえて、再現性のある当事者目線に立った支援を実践する法人職員を育成し、地域共生社会をつくる人材として輩出するとともに、福祉の質的・量的向上を図るため、民間施設・事業所の職員の育成に取り組む。

エ 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、当事者目線の障害福祉や科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進する。

(6) 設立準備の状況

ア 組織体制

法人の取組である科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実行性を高めるために、研究部門と中井やまゆり園を含む生活支援・人材育成部門を柱とする方向で検討を進めている。

イ 人事・給与制度

職員の給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、基本的に県の制度に準拠する方向で検討を進めている。

ウ 財務・会計制度

諸規程の整備や、法人に出資する財産の整理・測量等を進めている。

エ 情報システム

情報基盤及び情報システム（人事給与システム、財務会計システム等）の導入に向けて、事業者と契約を締結して準備を進めている。

オ 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成の実施に向けた取組

- 令和7年度に、地域資源の活用が利用者の健康やQOLの向上に与える影響や利用者の健康状態・栄養状態の把握と効果的な支援に関する研究、唾液等による身体状況や声の響き・心拍変動等による心理状態の見える化など、法人化に先駆けたプレ研究を実施するため、具体的な研究の実施方法や執行方法について、県立保健福祉大学等関係団体と調整を進めている。
- 法人職員のキャリアパスや研修体系等の人材育成計画の検討を進めている。

カ 職員確保に向けた取組

法人設立当初の職員の構成は、県派遣職員とプロパー職員からなる。

(ア) 県職員の派遣

法人は、中井やまゆり園を母体とするものであり、法人職員のプロパー化を進める間、プロパー職員の採用状況に応じて、県職員を派遣する。

そのため、園職員を含む福祉職との意見交換や庁内ポータルを通じて、法人に関する情報の発信を行っている。

また、法人に派遣する福祉職を確保するためには、法人が目指す新しい福祉への職員の理解を深めることが重要であるため、モデル寮における取組や成果を県の福祉職へ浸透させ、意識の向上を図っていく。

(イ) プロパー職員の確保（採用予定日 令和8年4月1日）

だい かいしよくいんさいようしけん がいよう
(第1回職員採用試験の概要)

ぼしゅうぶんや ふくししよく
募集分野 福祉職

ぼしゅうにんずう めいていど
募集人数 40名程度

ぼしゅうきかん れいわ ねん がつ にち がつ にち
募集期間 令和7年3月3日～4月30日

ぼしゅうけっか めい
募集結果 90名

さいしゅうごうかく めい
最終合格 48名

だい かいしよくいんさいようしけん がいよう
(第2回職員採用試験の概要)

ぼしゅうぶんや ふくししよく
募集分野 福祉職

ぼしゅうにんずう めいていど
募集人数 20名程度

ぼしゅうきかん れいわ ねん がつ にち がつ にち
募集期間 令和7年6月2日～6月30日

さいしゅうごうかく れいわ ねん がつちゅうじゅんはつぴよう
最終合格 令和7年8月中旬発表

あき ほうじん ちゅうかく にな じんざい さいようしけん じっしよてい
※秋に、法人の中核を担う人材の採用試験を実施予定

キ しせつせいびとう
施設整備等

- ほうじんほんぶじむきよく けんきゅうぶもんとう しよくいん しつむ せいび
・ 法人本部事務局や研究部門等の職員の執務スペースの整備、
- かんばん か か おこな
看板の架け替えを行う。
- ほうじん しめいとう いんしょうづ ほうじん
・ 法人の使命等を印象付けるため、法人のシンボルとなるロゴマー
クを作成する。

かながわけんちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつふくしきこうひょうかいいいんかい
(7) 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会

かながわけんちほうどくりつぎょうせいほうじんひょうかいいいんかいじょうれいだい じょう もと
神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例第2条に基づき、
かながわけんちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつふくしきこうひょうかいいいんかい
神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会 (以下
ひょうかいいいんかい
「評価委員会」という。)を置く。

おも やくわり
ア 主な役割

- ちゅうきもくひょうおよ ちゅうきけいかく たい いけん ていじ
・ 中期目標及び中期計画に対する意見の提示
- ぎょうむじつせきひょうか たい いけん ていじ
・ 業務実績評価に対する意見の提示

にんき
イ 任期

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
令和7年6月2日～令和9年3月31日

ウ 委員名簿

氏名	所属・役職名等
おざき まさよ 尾崎 雅代	おざきこうにんかいけいしじむしょ こうにんかいけいし 尾崎公認会計士事務所 公認会計士
くす きよのぶ 楠 聖伸	むさしのだいがく がくぶ こうし 武蔵野大学ウェルビーイング学部 講師
くまがや しんいちろう 熊谷 晋一郎	とうきょうだいがくせんたんかがくぎじゅつけんきゅう きょうじゅ 東京大学先端科学技術研究センター 教授
すずき としひこ 鈴木 敏彦	しゅくとくだいがく ふくがくちょう 淑徳大学 副学長
なり はるみ 名里 晴美	しゃかいふくしほうじんほうもん いえ りじちょう 社会福祉法人訪問の家 理事長
よしだ かつあき 吉田 勝明	こうえきしゃだんほうじんかながわけんびょういんきょうかい かいちょう 公益社団法人神奈川県病院協会 会長

(8) 中期目標

ア 中期目標の意義

中期目標は、設立団体の長が指示する、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、地方独立行政法人は、この中期目標を達成するための具体的計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を実施する。

イ 中期目標に定める事項（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第2項）

- 中期目標の期間（3年以上5年以下の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間）
- 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 財務内容の改善に関する事項
- その他業務運営に関する重要事項

ウ 中期目標^{ちゅうきもくひょう}を定め、又はこれを^{また}変更^{へんこう}しようとするときの^{てつづき}手続^{ほうだい}（^{じょうだい}法第25条^{こう}第3項）

あらかじめ、^{ひょうかいいんかい}評価委員会^{いけん}の意見^きを聴くとともに、^{ぎかい}議会の^{ぎけつ}議決^へを経なければならぬ。

エ 中期目標^{ちゅうきもくひょう}（^{こっかく}骨格）
^{べっし}別紙^ののとおり

オ 中期目標^{ちゅうきもくひょう}（^{こっかく}骨格）のポイント

- (ア) 研究^{けんきゅう}と実践^{じっせん}の連動^{れんどう}
^{さいげんせい}再現性のある^{とうじしゃめせん}当事者^た目線^{しえん}に立^{かくりつ}った支援^{げんばいけん}を確立^{けんきゅう}するため、^{はんえい}現場意見^しを研究^{けんきゅう}テーマに反映^{はんえい}する^し仕組み^{そしきたいせい}や組織^{かくりつ}体制^{けんきゅう}を確立^{けんきゅう}するとともに、^{けんきゅう}研究成果^{けんきゅう}の普及^{ふく}なども含^{ひょうか}めて評価^しする仕組み^{どうにゆう}を導入^{どうにゆう}する。
- (イ) 豊かな暮らしづくりの実践
・ アクションプランを継^{けいしやう}承^{りやうしや}し、利用者^{きやうかん}への共感^{もと}に基づきチームによる利用者支援^{りやうしやしえん}に取り組む。
・ 障害^{しょうがいしや}者の役割^{やくわり}をつくるため、地域^{ちいき}の事業所等^{じぎやうしやとう}と共同^{きやうどう}で、地域^{ちいき}における日中活動^{にっちゅうかつどう}に取り組む。
・ 医療・健康管理問題改革委員会^{いりやう}の提言^{けんこうかん}に基づく健康管理^{りもんだいかいかくいんかい}を実践^{ていげん}するとともに、^{けんこうかんり}地域の障害^{ちいき}者の診療^{しんりやうたいせい}体制^{じゅうじつ}の充実^となどに取り組む。
・ 地域^{ちいき}における暮らしをつくるため、職住分離^{しよくじゅうぶんり}を基本とする生活^{きほん}を構築^{せいかつ}するとともに、グループホーム^{こうちく}の運営^{うんえい}・検証^{けんしょう}・意思^{いし}決定^{けつてい}支援^{しえん}や地域生活体験等^{ちいきせいかつたいけんとう}を通じて地域生活移行^{ちいきせいかついこう}などに取り組む。
- (ウ) 地域とのつながりをつくる連携の実践
^{じゅうみん}住民^{きぎやう}、企業^{じちたい}、自治体^{みんかんじぎやうしやとう}や民間事業所等^{しょうがいしや}とともに障害^{やくわり}者の役割^{しよくじゅうぶんり}をつくり、広げていくための連携^{しよくじゅうぶんり}に取り組む。
- (エ) 望みに寄り添う相談支援の実践
^{しょうがいしや}障害^{ちいき}者の地域生活^{せいかつ}を支援^{ちいきせいかつ}するため、^{しえん}困り事^{こま}の相談^{ごと}を含む^{そうだん}相談^{ふく}支援^{そうだん}を実施^{しえん}する。
- (オ) 法人職員^{ほうじんしよくいん}の人材育成^{じんざいいくせい}

ほうじんしょくいん ほうじん りねん もくてき いぎとう
法人職員に法人の理念や目的、アクションプランの意義等を
しんとう けんしゅう じっせんとう つう ほうじんしょくいん じんざいいくせい と
浸透させる研修やその実践等を通じて、法人職員の人材育成に取
り組む。

(カ) 運営体制の確保

- けん ほうじん うんえいしゅたい か ふ なかい
県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、中井やまゆり
えんりようしゃ かぞくなど よ そ けん あいだ ていねい ぎょうむ ひ つ
園利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継
ぐことのできる体制を構築する。
- ほうじん じしゅせいおよ じっこうせい たか ほうじん ちよくせつこよう
法人の自主性及び実行性を高めるため、法人が直接雇用する
しょくいん けいかくてき かくほ すす
職員の計画的な確保を進める。

(キ) 自己収入の確保

しょうがいふくし とうほうしゅう かいてい じんそく てきせつ たいおう あら
障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新た
かさん かくとく じ じしゅうにゅう かくほ つと
に加算を獲得するなど、自己収入の確保に努める。

(ク) 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

- しょうがいとう じしゃ がくしきしゃとう こうせい だいさんしゃき かん かぞくかい せっち
障害当事者や学識者等で構成する第三者機関や家族会を設置
ていきてき しえん ほうじんうんえい じょうきょう ほうこく
し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その
いけん はんえい
意見を反映していく。
- けん あいだ めいかく こうひょう ほうこくきじゅん さくせい とうがいきじゅん もと
県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づ
てきじてきせつ こうひょう ほうこく おこな
き適時適切に公表・報告を行う。

カ 評価委員会における主な意見

れいわ ねん がつ にち だい かいひょうかいいいんかい かいさい ちゅうきもくひょう
令和7年6月16日に第1回評価委員会を開催し、中期目標
こつかくあん しんぎ おこな
(骨格案)について審議を行った。

(評価委員会委員からの主な意見)

- かながわけん ちてきしょうがい ひと
神奈川県の知的障害の人たちがよくなるだけでなく、それを
みなら ぜんこく ひと もくひょう せってい
見習って全国の人たちがそうなることを目標に設定してもらいた
い。
- ちてきしょうがい しんさつ じだい
知的障害があるから診察できないという時代ではないようにし
なければならない。
- けんきゅうきのう も なか りようしゃまんぞくどちょうさ しひょう ほうほう
これから研究機能を持つ中で、利用者満足度調査の指標や方法
こうちく かた
を構築した方がよい。

- ・ 職員しよくいんの動機どうきや気持ちきもなどの研究けんきゆうもした方がよい。
- ・ 職員しよくいんが満足まんぞくして生き生きい いと働いていけば、入所者にゆうしょしゃにどう接せつしているかも想像そうぞうがつくので、職員満足度調査しよくいんまんぞくどちょうさをやってもらいたい。
- ・ 収支しゅうしの根拠こんきよを対外的に説明たいがいてきできるように整理せいりした方がよい。
- ・ 骨格こつかくとしては網羅もうらされていると思うが、他の独法おもと比較ほかしたときに、神奈川発かながわはつのフロントランナーというところを分かりやすく示しめした方が面白いと思う。

(9) 今後のスケジュール

令和7年11月

令和7年第3回定例会に以下の議案を上程

- ・ 中期目標案ちゅうきもくひょうあん
- ・ 法人に承継しょうけいさせる権利けんりを定める議案ぎあん
- ・ 法人に係る重要な財産じゅうよう ざいさんを定める条例案さだ じょうれいあん
- ・ 神奈川県立の障害者支援施設しょうがいしゃしえんしせつに関する条例の改正案かん じょうれい かいせいあん

令和8年1月

認可申請

3月

総務大臣による法人の設立認可

4月

法人の登記・設立

ちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつふくしきこうちゅうきもくひょう こっかく
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（骨格）ぜんぶん
前文

神奈川県は、津久井やまゆり園事件の経験を踏まえて、ともに生きる社会
かながわ憲章や神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を制定し、地域
共生社会の実現に向けて、当事者目線の障害福祉を推進してきた。

こうした中、県立障害者支援施設は、率先して当事者目線の支援の実現
に向けて取り組んでいるが、当事者目線の支援を実践するための改革が
十分に進まず、いのちに関わる問題も浮き彫りになっている。こうした
支援における課題は、県立障害者支援施設だけでなく、障害者支援施設
全体に共通する課題である。

このため、当事者目線の障害福祉の一層の推進に向けては、大学や
企業等と連携した研究を通じて、福祉の現場に科学の視点を取り入れ、
再現性のある当事者目線に立った支援を確立するとともに、それを実践して
いく必要がある。

一方で、障害者の望む暮らしを実現するためには、障害福祉サービスに
従事する職員をはじめ、地域で暮らす一人ひとりが、障害者の思いや望み
への共感を深め、障害者を含めて地域の中でそれぞれの役割を果たすこと
を通じて、互いに支え合うことのできる地域をつくる必要があり、それを担
う人材の育成が不可欠である。

こうした取組の中で得られた知見は、福祉という枠を超えて社会全体へと
波及させることにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生
社会へとつなげていくことが期待されている。

そこで、神奈川県は、条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を
支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な
人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献すること
により、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する
ことを目的に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構を設立することとし
た。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 科学的な福祉の研究

- (1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究
- (2) 有効な支援のあり方に関する研究
- (3) その他県の施策として実施すべき研究
- (4) 研究と実践の連動
- (5) 研究成果の社会への還元

2 当事者目線による地域生活支援の実践

(1) 豊かな暮らしづくりの実践

- ア 共感に基づくチームでの利用者支援
- イ 役割をつくるための日中活動の充実
- ウ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践
- エ 暮らしの場の充実と地域生活移行

(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践

- ア 関係をつくる
- イ 役割をつくる
- ウ 地域をつなげて広める

(3) 望みに寄り添う相談支援の実践

3 当事者目線の支援を実践する人材の育成

(1) 法人職員の育成

- ア 基礎力や専門力を高める研修の実施
- イ 現場における効果的な実践

(2) 地域の施設・事業所等職員の育成

4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営体制の確保

- ・ 運営主体の変更を踏まえた利用者や家族等に寄り添う丁寧な業務の引継ぎ
- ・ 法人が直接雇用する職員の計画的な確保
- ・ 研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な運営体制の確保

2 組織及び人事配置の適正な運用

- ・ 利用者の地域生活移行の状況に応じた寮体制や職員配置の適正な運用

3 その他PDCAサイクルによる継続的な改善

- ・ 日頃の支援における好事例や気づき等の報告及び報告が評価される仕組みの構築

第4 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の確保

- ・ 障害福祉サービス等報酬の改定への迅速かつ適切な対応
- ・ 科学研究費補助金などの外部資金の獲得

2 経営資源の有効活用

- ・ 財務運営の定期的な見直し、効率化による経営資源の有効活用

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施

- ・ 迅速・柔軟な修繕及び中長期の計画に基づく修繕の実施

- ・ 中長期の計画に基づく生活環境向上のためのリノベーションの
実施

2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

- ・ 支援や法人運営の見える化に向けた第三者機関や家族会の設置
- ・ 県との明確な公表・報告基準の作成及び適時適切な公表・報告

ち ほう どりつぎようせいほうじんせい ど がいよう 地方独立行政法人制度の概要

1 ち ほう どりつぎようせいほうじん ていぎ 地方独立行政法人の定義

じゅうみん せいかつ ちい きしゃかいおよ ちい きけいざい あんていとう こうきょうじょう けん ち
住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公 共 上の見地からそ
ちい き かくじつ じっし ひつよう じ む およ じぎょう
の地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、
ち ほう こうきょうだんたい みずか しゅたい ちよくせつ じっし ひつよう
地方公 共団体が 自 ら主体となって直 接に実施する必要のないもののう
ち、民間の主体にゆだねた場合には 必 ずしも実施されないおそれがある
ち ほう こうきょうだんたい みと こうりつてき こうかてき おこな
ものと地方公 共団体が認めるものを効率的かつ効果的に 行 わせることを
もくてき ほうりつ さだ ち ほう こうきょうだんたい せつりつ
目的として、この法律の定めるところにより地方公 共団体が設立する
ほうじん ち ほう どりつぎようせいほうじんほう い か ほう だい じょうだい こう
法人（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第2 条 第1 項
ばっすい
抜粋）。

2 ち ほう どりつぎようせいほうじん しゅるい か せん あら ほうじん がいとう ぶんるい 地方独立行政法人の種類（下線が新たな法人に該当する分類）

(1) しよくいん みぶん ぶんるい 職 員の身分による分類

ア いっぱんち ち ほう どりつぎようせいほうじん ひこうむいん
一般地方独立行政法人（非公務員）

イ とくていち ち ほう どりつぎようせいほうじん こうむいん
特定地方独立行政法人（公務員）

※ とくていち ち ほう どりつぎようせいほうじん ぎょうむ ていたい じゅうみん せいかつ
特定地方独立行政法人は、「その業務の停滞が住民の生活、
ちい きしゃかい も ちい きけいざい あんてい ちよくせつ いちじる ししゅう およ
地域社会若しくは地域経済の安定に直 接かつ 著 しい支障を及ぼ
また ぎょうむうんえい ちゅうりつせいおよ こうせいせい とく かくほ
すため、又はその業務運営における中 立性及び公正性を特に確保
ひつよう やくいんおよ しよくいん ち ほう こうむいん みぶん あた
する必要があるため、その役員及び職 員に地方公務員の身分を与
ひつよう ほうだい じょうだい こうばっすい げんてい
える必要があるもの（法第2 条 第2 項抜粋）」に限定される。

(2) ぎょうむ ぶんるい 業務による分類

ア こうりつだいがくほうじん
公立大学法人

イ こうえいきぎょうがたち ち ほう どりつぎようせいほうじん びょういんじぎょう けいえい
公営企業型地方独立行政法人（病院事業の経営など）

ウ た ち ほう どりつぎようせいほうじん しけんけんきゅう しゃかいふくしじぎょう けいえい
その他の地方独立行政法人（試験研究、社会福祉事業の経営、
こうきょうてき しせつ せっちおよ かんり
公共的な施設の設置及び管理など）

(3) せつりつきたい ぶんるい 設立形態による分類

ア いこうがたち ち ほう どりつぎようせいほうじん
移行型地方独立行政法人

※ ほうじんせいりつ ひ ぜんじつ げん せつりつだんたい おこな ぎょうむ
法人成立の日の前日において現に設立団体が 行 っている業務に
そうとう ぎょうむ ほうじんせいりつ ひ い ご おこな
相当する業務を法人成立の日以後 行 うもの。

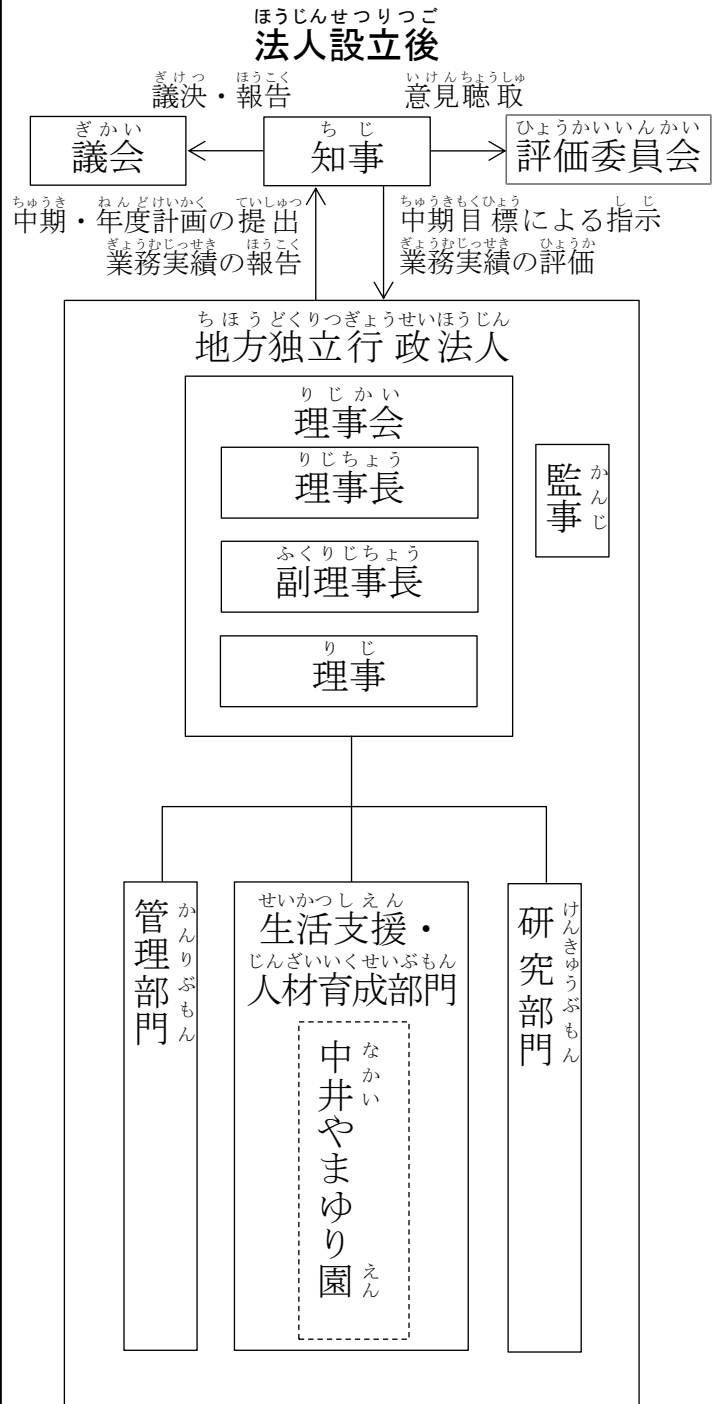
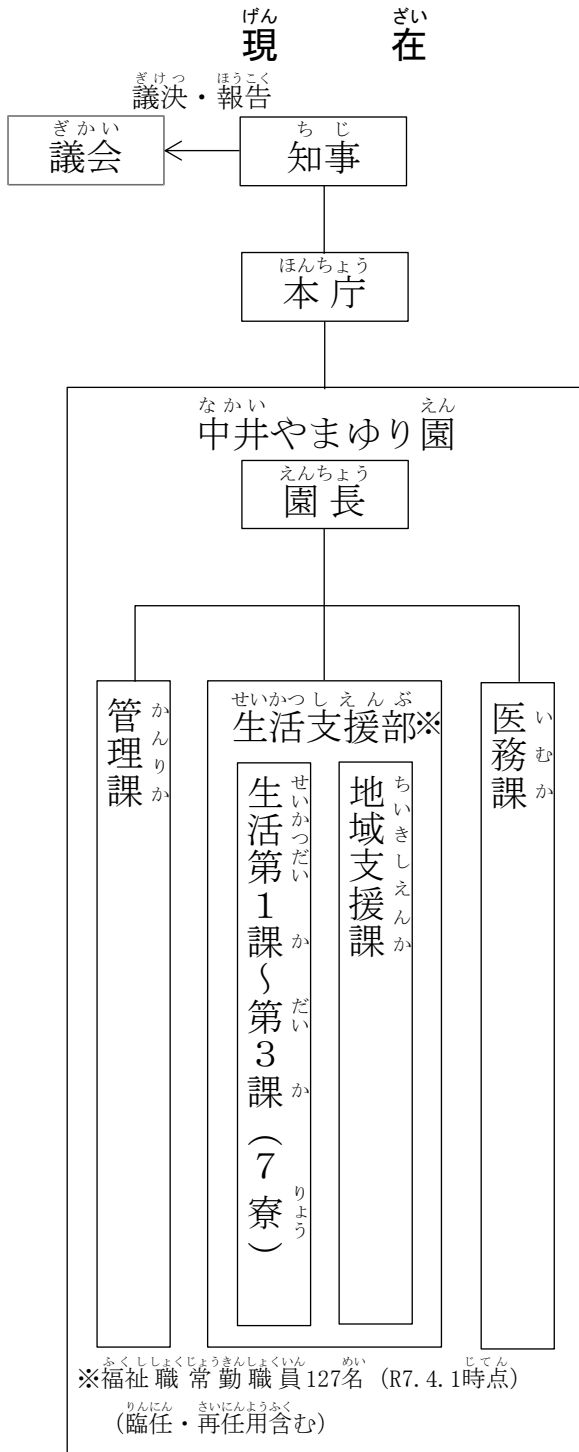
※ 県職員けんしよくいんの引継ぎひきつ（承継しょうけい又は非承継ひしょうけい）については、職種しよくしゆや
採用時さいようじの条件じょうけんにおうじて今後調整こんごちようせいしていく。

イ 新設型地方独立行政法人しんせつがたちほうどくりつぎようせいほうじん

3 運営体制うんえいたいせい（県けんと地方独立行政法人ちほうどくりつぎようせいほうじんとの関係かんけい）

- ・ 県けんが法人ほうじんを設立せつりつし、県知事けんちじが法人ほうじんの理事長りじちようを任命にんめい。
- ・ 県けんが議会ぎかいの議決ぎけつを経て法人ほうじんに中期目標ちゅうきもくひようを示し、その目標しめに対して
法人ほうじんが策定さくていする中期計画ちゅうきけいかくを知事ちじが認可にんかして、その計画けいかくに基づき法人ほうじんが
運営うんえい。
- ・ 県けんが法人ほうじんの業務実績ぎょうむじつせきについて地方独立行政法人評価委員会ちほうどくりつぎようせいほうじんひょうかいいんかいに意見いけんを
聴取ちょうしゆした上で評価うえひようか。
- ・ 県けんは、法人ほうじんに対し、その業務ぎょうむの財源ざいげんに充てあるために必要な金額ひつようきんがくの
全部又は一部ぜんぶまたいちぶに相当そうとうする金額きんがくを交付こうふ。

あら ち ほう どり つぎ ょう せい ほう じん そ し き
＜新たな地方独立行政法人の組織イメージ＞



ちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつふくしきこうていかんがいう
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の概要

(1) 制定の趣旨

ちほうどくりつぎょうせいほうじんほうだいじょうきていもとちほうどくりつぎょうせいほうじん
地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人
かながわけんりつふくしきこうていかんさだ
神奈川県立福祉機構の定款について、定めるものである。

(2) 定款の内容

ア 目的（第1条関係）

ちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんとうじしゃめせんしょうがいふくしすいしん
この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進
じょうれいれいわねかながわけんじょうれいだいごうきほんりねんもと
条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、
しょうがいしゃちいきせいかつしえんかがくてきふくしけんきゅうおよ
障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び
じっせんひつようじんざいいくせいきよてんふくしかん
実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する
しょかだいかいけつひろこうけんだれひとく
諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らす
ことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

イ 名称（第2条関係）

ちほうどくりつぎょうせいほうじんかながわけんりつふくしきこういかほうじん
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）
しょう
と称する。

ウ 設立団体（第3条関係）

ほうじんせつりつだんたいだいじょうかんけい
法人の設立団体は、神奈川県とする。

エ 事務所の所在地（第4条関係）

ほうじんしゅじむしよかながわけんあしがらかみぐんなかいまちお
法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

オ 法人の種別（第5条関係）

ほうじんとくていちほうどくりつぎょうせいほうじんいがいちほうどくりつぎょうせいほうじん
法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

カ 役員の定数（第7条関係）

ほうじんやくいんりじちょうりふくりじちょうりいないりじにん
(ア) 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人
いないおよかんじりいないお
以内及び監事2人以内を置く。

ぜんこうりじにんほうじんじょうきんやくいんおよしよくいんもの
(イ) 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者
いかひじょうきんがいぶりじ
（以下「非常勤外部理事」という。）とする。

ぜんこうひじょうきんがいぶりじほうじんけいえいおよかん
(ウ) 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して
こうどちしきおよけいけんゆうものふくり
高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は

しょうがいしゃ
障害者とする。

キ 役員やくいんの任命にんめい（第9条だいじゅうかんけい関係）

- (ア) 理事長りじちょうは、知事ちじが任命にんめいする。
(イ) 副理事長ふくりじちょう及び理事りじは、理事長りじちょうが任命にんめいする。
(ウ) 監事かんじは、知事ちじが任命にんめいする。

ク 役員やくいんの任期にんき（第10条だいじゅうかんけい関係）

- (ア) 役員やくいんの任期にんきは、2年ねんとする。
(イ) 監事かんじの任期にんきは、理事長りじちょうの任期にんき（補欠ほけつの理事長りじちょうの任期にんきを含む。以下
この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命にんめいの日から、
当該対応する理事長りじちょうの任期にんきの末日まつじつを含む事業年度じぎょうねんどについての財務
諸表しよひょうの承認しょうにんの日までとする。
(ウ) 補欠ほけつの役員やくいんの任期にんきは、前任者ぜんにんしゃの残任期間ざんにんきかんとする。
(エ) 役員やくいんは再任さいにんされることができる。

ケ 理事会りじかい（第11条だいじゅうかんけい関係）

法人ほうじんに理事会りじかいを置き、理事長りじちょう、副理事長ふくりじちょう及び理事りじをもって構成こうせいする。

コ 業務ぎょうむの範囲はんい（第16条だいじゅうかんけい関係）

- (ア) 障害者しょうがいしゃの地域生活ちいきせいかつの支援しえん及び障害者支援施設等しょうがいしゃしえんしせつとうの運営うんえいを行うこと。
(イ) 科学的な福祉かがくてき ふくしの研究及び実践けんきゅうおよ じっせん、人材育成じんざいくせいを行うこと。
(ウ) 地域共生社会ちいききょうせいしゃかいに関する普及啓発かん ふきゅうけいはつを行うこと。
(エ) 前3号ぜんごうに掲げる業務かかに基づき、福祉ぎょうむに関する諸課題もとに対する取組ふくしを行うこと。
(オ) 前各号ぜんかくごうに掲げる業務かかに附帯する業務ぎょうむを行うこと。

サ 説明責任せつめいせきにん（第17条だいじゅうかんけい関係）

- (ア) 法人ほうじんは、障害者等しょうがいしゃとうに対する虐待たいの防止ぎやくたい、その早期発見ぼうしその他の
知事ちじが必要と認める場合において、知事ちじへの報告ほうこく若しくは帳簿書類ちようぼしよるい
その他の物件た ぶつけんの知事ちじへの提出ていしゅつ若しくは提示ていじを行い、又は知事ちじが
指定する職員しやくいんからの質問しつもん、当該職員とうがいしやくいんの施設への立入りしせつ若しくは
設備せつび、帳簿書類ちようぼしよるいその他の物件た ぶつけんの検査けんさに応じるものとする。
(イ) 法人ほうじんは、前項ぜんこうに定める場合その他法人そしきの組織うんえいや運営じようきようの状況かんに関

し、積極的^{せっきよくてき}に情報^{じょうほう}を公表^{こうひょう}するものとする。

シ 資本金^{しほんきん}（第20条^{だい じょうかんけい} 関係）

法人^{ほうじん}の資本金^{しほんきん}は、神奈川県^{かながわけん}が出資^{しゅつし}する。

(3) 施行期日^{しこうきじつ}

法人成立^{ほうじんせいりつ}の日^ひ